

刈谷市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月2日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第1号

刈谷市手数料条例の一部を改正する条例

刈谷市手数料条例（昭和26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表7の項を同表9の項とし、同表6の項中「書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同項を同表8の項とし、同表5の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同項を同表7の項とし、同表4の項を同表5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第120条の3 第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情	1件につき	700円
--	-------	------

<p>報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。) 及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合以外の場合)</p>		
---	--	--

別表第1の3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の項において同じ。）により戸籍電子証</p>	<p>1件につき</p>	<p>400円</p>
--	--------------	-------------

明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合以外の場合）		
--	--	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。